

芦屋町こども計画策定のための調査について

1.「子ども・子育て支援事業計画」について

- (1) 平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。本制度は子どもを産み、育てやすい社会を目指して創設され、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実の 3 つの目的があります。
- (2) 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」で策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を一部含むものとし、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」を包含する計画としています。
- (3) 現計画の「第 2 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和 2～6 年度であるため、次期計画の「第 3 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(令和 7～11 年度)」を令和 6 年度末までに策定する必要があります。

2.「こども計画」について

- (1) 令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足、「こども基本法」が施行され、令和 5 年 12 月に「こども大綱」が決定されました。
- (2) こども大綱では、「少子化対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されました。
- (3) こども基本法では、市町村は「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」、その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとされています。
- (4) 芦屋町では、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」に、「子ども・若者計画」を加えた一体的な計画として「芦屋町こども計画」を策定する予定です。

3.策定スケジュール

【これまで】

- 平成 27 年 3 月 第 1 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(H27～R1)策定
- 令和 2 年 3 月 第 2 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2～6)策定
- 令和 5 年 3 月 第 2 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2～6)の中間年の見直し

【今後の予定】

- 令和 6 年 3 月 計画策定のための調査実施(3 月初旬発送～中旬締切)
- 令和 6 年度 計画策定 ※子ども・子育て会議を 4 回程度開催予定
- 令和 7 年 3 月 芦屋町こども計画(R7～11)策定